

令和2年度 第2回外国人介護人材受入れに係る検討会 開催結果（概要）

■開催日：令和3年3月12日（金）14：00～16：00

■会場：ルビノ京都堀川「加茂」

■欠席委員：なし

■事務局：地域福祉推進課 神田課長、永井参事、安部主幹、伊勢田主事

■京都府外国人介護人材支援センター 山崎所長、野々口課長

■オブザーバー：安里氏、山岡氏

■内容

1 開会

定刻により、事務局が開会とともに、出欠状況を報告

2 外国人材に係る法人実態調査について（結果報告）

3 京都府外国人介護人材支援センターの取組みについて

- ・令和2年度実績報告
- ・令和3年度事業計画

4 令和3年度京都府外国人介護人材関係事業について

5 意見交換

6 閉会

■議事概要

2 外国人材に係る法人実態調査について（実績報告）（説明：事務局）

●意見等

- ・外国人材を受入れている法人は、外国人材の働きを評価しており、受入れていない法人は、コミュニケーションや利用者が外国人による接遇に慣れていないこと等に対して不安を持っていると説明があった。（新井座長）
- ・調査の実施時期はいつか。（楢田委員）
- ・調査は令和2年度の秋に実施したものである。（事務局）
- ・障害分野の内外国人材を受け入れているサービス種別の傾向はどうか。（樋口委員）
- ・訪問・日中活動系事業に従事している方が最も多いが、一部の法人に集中している。受入事由は、定住・永住が多い。その他にも障害分野では、施設・居住支援系事業に従事している方もいる。（事務局）
- ・法人の種別はどうか。（樋口委員）
- ・社会福祉法人が多い。（事務局）
- ・永住・定住外国人の把握は可能か。（溝口委員）
- ・京都府で把握できるのは、参考資料2のとおり、技能実習とEPAのみである。実態調査に協力いただくことで把握に努めたい。（事務局）
- ・調査は継続して実施予定か。回答率を上げる取組みをお願いしたい。（余田委員）

- ・調査は継続していく予定である。回答は、郵送の他ウェブも取り入れている。今後も回答率の向上に取り組んでいきたい。（事務局）

3 京都府外国人介護人材支援センターの取組みについて

- ・令和2年度実績報告
- ・令和3年度事業計画

●意見等

- ・外国人材の能力に配慮した日本語の研修を望む。（藤田委員）
- ・日本語の研修は、専門の講師に指導いただく方が効果的ではないか。（新井座長）
- ・日本で就労することについて、外国人材の資質や在留資格により、モチベーションは異なっており、施設が外国人材のモチベーションをどのようにマネジメントしていくのかも課題である。アンケートに外国人材の定着に関する項目も追加してはどうか。（安里オブザーバー）
- ・自法人で10名の技能実習生を受け入れている。受け入れるにあたり、職員の心構えから準備を行った。外国人材に対して、業務に係る理解の度合いを聞くと「大丈夫」だと返事があるが、理解できていないことが多い。気持ちが通じたコミュニケーションが大切である。（櫛田委員）
- ・地域住民は、近隣に外国人材が住むようになると気になるものである。地域住民に対して、どのような目的で働いている外国人なのか説明する必要があるのではないか。（荒牧委員）
- ・今後は、外国人材と一緒に成長できる法人と現場が疲弊してしまう法人の二極化が進むと考える。地域に開かれた施設ということも良い方向へ進む要素であるのではないか。施設でのマネジメントのあり方を検討していくことも必要である。（安里オブザーバー）
- ・外国人材を指導する職員を対象とした研修が重要である。自法人では、外国人材の受け入れにより、職員が成長していると感じており、結果として良いケアにも繋がっている。（荻野委員）
- ・外国人材には、介護分野だけでなく、障害分野にも興味を持ってもらいたい。障害分野の多様な仕事内容も発信していただきたい。（樋口委員）
- ・外国人材は、訓読みより音読みが得意であり、促音と調音は難しいと感じる傾向にある。また、17文字程度であれば、比較的読みやすいようである。法人として外国人材を受け入れる体制を整えることが望ましく、特定のユニットや指導担当者に負担が集中しないような配慮が必要である。介養協では、留学生の介護福祉士国家試験の合格率が上がるよう、試験時に留学生が難しいと感じた言葉、漢字を調べている。今後、介養協のホームページに掲載される予定であるので参考にしていきたい。（岡本委員）
- ・外国人材に係る好事例の情報が欲しい。将来的には、介護に限らず、児童分野や障害分野でも外国人材が活躍できるよう検討していく必要があるのではないか。（櫛田委員）

4 令和3年度京都府外国人介護人材関係事業について

（「次第5意見交換」を含む）

●意見等

- ・定住外国人を対象とした入門的研修については、事業の周知が重要であるとする。(新井座長)
- ・定住外国人は、日本語を学んだことがない方が多い。定住外国人は、日本で過ごす期間が長いことから日本に定着していく必要があり、そこをターゲットに研修を実施することは非常に有効であるとする。(安里オブザーバー)
- ・特定技能を取得する方はどの程度の人数か。外国人材の資質によって、介護業務と雑務の振り分けをすることがあるか。また、指導担当者の悩みはどうか。(山田委員)
- ・自法人の場合、外国人に労働力を求めるにあたり、「安い労働力」、「雑用」とは考えていない。介護現場に人員の余裕はないため、しっかりとした介護職員に育てたいという気持ちである。(藤田委員)
- ・アンケートでは、外国人材に対して、緊急時や夜勤時の対応を不安視する意見が多い。(山田委員)
- ・緊急時や夜勤時の対応は、外国人材に限った課題ではない。法人として、人員配置を整えることが重要であり、日本人の職員でも経験が浅ければ段階を踏んで指導していく必要がある。(藤田委員)
- ・今後、国内の留学生が在留資格を特定技能に切り替えるケースが増えると思われる。なお、特定技能において、人材派遣業者が介入するケースなどは、転職も可能であるため、技能実習と同じようには定着しないのではないかと。(安里オブザーバー)
- ・外国人センターは、外国人材及び受け入れ施設の双方を支援している。外国人材を対象とした研修、交流会に指導担当者も参加いただき、各施設での取り組み状況などの情報交換も行っている。(外国人センター)
- ・今後、指導担当者が抱える悩みの事例を提供いただきたい。(山田委員)
- ・来年度は、事業所訪問を行い、外国人材だけでなく指導担当者の意見も確認していきたい。(外国人センター)
- ・264の技能実習計画の内障害分野の事業所は7件だけである。障害分野の事業所における外国人材の受入れに係る今後の動向はどうか。また、定住・永住外国人を把握するルートはあるか。定住・永住外国人の就職について、ハローワークとの連携はどうか。(山岸委員)
- ・外国籍の失業者については、在留資格を確認し、就労が可能であれば、日本人と同様に支援している。ハローワークとの連携も適宜行っているところ。(外国人センター)
- ・技能実習における施設の対象範囲は、現に介護の業務を行っており、介護福祉士国家試験の実務経験の対象となる施設に限られる。また、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系のサービスは対象としていない。なお、経営が一定程度安定している事業所として、設立後3年を経過していることも条件である。特に「現に介護の業務を行っている」という条件があるため、障害分野で技能実習生の受入れが難しい状況であると考えられる。(事務局)
- ・定住・永住の方の業界参入を促進するため、令和3年度から外国人向けに入門的研修を実施する。一般的に介護分野への参入は、一定の専門的な知識や技術を必要とするイメ

ージがある。また、定住・永住の方は、日本語の能力に自信がない方も多く、日本人と一緒に研修を受けることを敬遠するケースもあると思われるため、定住・永住の方を対象とした入門的研修を実施することにより、業界参入を促進していきたい。(事務局)

- ・外国人材から障害分野の事業所で働きたいという相談はあるか。(山岸委員)
- ・外国人センターに外国人材から障害分野の事業所で就労を希望する相談は入っていない。(外国人センター)。
- ・介護の概念は、身体介護に限らない。障害分野は、入所施設だけでなく、生活介護を担う施設もたくさんある。生活介護は、技能実習の対象にならないのか。(樋口委員)
- ・先に述べた要件に合致していれば生活介護も技能実習の対象となる。また、参考資料②-2のとおり、技能実習生の受入れ施設には生活介護の事業所も含まれている。技能実習生は監理団体を通じて手続きを行えば受入れることができる。(事務局)
- ・定住外国人の方が、訪問介護事業所で訪問介護員として従事していた事例がある。丁寧なケアが行われていた一方で報告書の作成は難しいようであった。(荒牧委員)
- ・指導担当職員に対する研修をお願いしたい。例えば、年間を通じた研修により、外国人材の受入れ後の経過とともに学びを深める内容もいいのではないか。そういった研修をとおして、経営者側も組織として外国人材をマネジメントできるようになるのではないか。(櫛田委員)

以上。